
パリ協定の課題と日本の対応

亀山 康子

Kameyama Yasuko

はじめに

人為的な気候変動（地球温暖化）の影響と考えられる事象が、近年世界中で急増している。日本国内では、昨年（2018年）だけでも、死者200名以上を出した7月豪雨、埼玉県熊谷市で41.1℃と観測史上最高気温を記録した夏の猛暑などが記憶に新しい。同様の事象は世界の他の地域でもみられ、例えば欧米では夏の熱波による死亡者数が急増した。

すでに広く知られているように、気候変動は、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの大気中濃度の増加に起因する。人類が石炭や石油などの化石燃料をエネルギー源として用いるようになって以降、大気中濃度は着実に増加しており、結果、現在の世界の平均気温は、石炭を使い始めた産業革命前の気温と比べて1℃以上高くなっている。たかが1℃、と思われるかもしれないが、地球全体が1℃温まるというのは、相当なエネルギー量である。このまま放置すると、2030年を過ぎた頃に、1.5℃を超えると予想されている（IPCC 2018）。

気候変動が人類にとって最も深刻な脅威のひとつであるという指摘は1980年代からあったものの、実際に被害が顕在化するのが何十年も先のことというタイムラグが、リスクに対する人々の認識を鈍らせ、対策を遅らせていた。化石燃料の消費抑制が経済的負担となる産業部門では、対策はできるだけ後回しが望ましいと考えられていた。そしてそのような一部の主張が、国の意思決定に、そして国際協調全体に影響を及ぼしてきた。しかし、近年、その状況に根本的な変革が起きている。

本稿では、気候変動問題への対処としての多国間協調の変遷を概観し、そのような変遷が生じた理由を指摘する。また、今後、変遷が進む方向を予測しつつ、日本の対応のあり方を論じる。

1 気候変動に関する多国間協調の歴史

気候変動問題は、特に1980年代後半以降、米ソ間の冷戦終結に伴い、新たな地球規模の脅威として国際社会の注目を集めるようになった（亀山 2010）。しかし、当時はまだ科学的に未解明な部分も多く、遠い未来に起きるかもしれないという程度の話と受け止められた。環境問題への意識が高い欧州諸国は、「予防原則」を唱え、不確実性があるとしても甚大な悪影響を被るリスクがある場合はできるだけ早期に対策をとるべきと主張した。他方、エネルギー関連産業の政治への影響力が強い米国は、科学的不確実性を強調し、脅威が確実となるま

で対策をとるべきでないとした。途上国は当時、先進国と比べて温室効果ガス排出量が相対的に少なかったため、温暖化問題は先進国からの排出ガスが原因であるとして、先進国に対して責任を追及した。中国も当時は1人当たり排出量が少なく、途上国グループに属していた。結果、1992年に採択された国際連合気候変動枠組条約（以下、気候変動枠組条約）では、欧州の主張した「2000年までに1990年水準で排出量安定化」という数値目標は明記されたものの、米国の主張を反映し、義務ではなく努力目標として示された。また、途上国に対しては、排出削減自体、求められなかった。

しかし、気候変動枠組条約で排出量削減を義務化しなかったこともあり、多くの先進国は真剣に目標達成しようとせず、排出量は増加し続けた。このような先進国の状態を途上国が批判し交渉が再開された。その結果、1997年第3回締約国会議（COP3）に採択されたのが京都議定書である。ここでは、2008年から2012年までの5年間（第1約束期間と呼ぶ）、先進国は決められた排出量まで減らすことが義務付けられた。削減割合は国ごとに異なり、いずれも1990年の排出量比で日本は6%、米国は7%、欧州連合（EU）は8%の削減となった（Oberthür and Ott 1999）。

2001年、新たに政権をとった共和党のG・W・ブッシュにより、米国は京都議定書への参加を正式に見送った。また、2000年以降、急速な経済発展とともに中国の温室効果ガス排出量が増加し、2007年頃には米国を抜いて世界一の排出国となった。世界第1、2位の排出国に対して排出抑制を求めない京都議定書では、気候変動抑制の効果も限定的である。そのため、米国以外の先進国は、条約や京都議定書を大幅に改定するかたちで、あるいは京都議定書に代わる新たな法的文書を策定するかたちで、米中が確実に参加する枠組みを求めるようになった。

1回目の試みは、京都議定書の第1約束期間が終了する2012年までのタイミングで、2020年排出量目標をすべての国が掲げる新たな法的文書を策定することだった。しかし、2009年に開催されたコペンハーゲン会合（COP15）では、一部の途上国の反対が続くなかで強行に交渉を進めた手続きにも反発が生まれ、交渉は決裂した。2回目の試みは、その2年後、2011年から始まった。2030年近辺の排出削減目標を含む法的文書を2020年までに発効させることを目指し、2015年での採択を目指した。今回は、交渉期間が4年あったこともあり、ゆっくと信頼関係が醸成されていった。2015年末にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）にて、パリ協定（Paris Agreement）は無事採択された。

2 パリ協定の概要

パリ協定の主なポイントは、以下のとおりである（Bodansky and Rajamani 2018）。

まず、この枠組みは、産業革命前からの気温上昇を2°C未満に抑えるとともに、1.5°C未満に収まるよう努力することを目的としている点が注目される。また、この気温上昇幅以内に抑えるためには、温室効果ガス排出量を、今世紀末までに実質的にゼロにしていかななくてはならないことが明記された。「実質的」というのは、すなわち、どうしても排出してしまう分はすべて植林等で吸収されなくてはならないという意味である。従来は、10年など比較的目

先の排出量目標だけが議論されていた。しかし、気候変動を抑制するためには、最終的にどれほどの気温上昇を人類が許容するのか、という長期的な目標が定まらなると、短期的な目標の水準が十分かどうか判断できない。また、排出削減対策の多くは、社会インフラなど、何十年もの長い年月をかけて変革していく必要がある。そのような変革を促すためにも、国際社会が長期目標を掲げることは重要であった。

排出量抑制（緩和策）については、温室効果ガス削減目標の条約事務局への提出や、目標達成に向けた国内対策実施を各国に義務付けた。ただし、京都議定書とは異なり、削減目標の達成自体は義務としないことで、途上国にとっても参加しやすいかたちを心がけた。先進国には総量ベースの削減目標を求める一方、途上国には国内総生産（GDP）当たり排出量などの指標に基づく目標設定を認めつつ、総量ベースの設定を推奨した。目標は5年ごとに見直す必要があり、見直すたびに、より高い目標を設定することが求められている。各国が掲げる目標の合計値としての世界全体の目標値の妥当性が、2023年以降5年ごとに検証されることになった。

また、気候変動による旱魃や集中豪雨等の影響に備える行動（適応策）については、国ごとに適応計画を策定することが義務付けられた。適応策を講じても生じうる被害（損失・損害）についても、今後引き続き議論を続けていくことが規定された。

パリ協定以前は、気候変動枠組条約でも京都議定書でも、国を先進国と途上国の2グループに分類し、先進国グループだけに排出削減や途上国支援を義務付けてきた。しかし、それから20年近く経つ間に、「途上国」と呼ばれたグループに所属していた国は多様化した。一方で最貧国のままの状態の国もあれば、シンガポールや韓国のように、もはや「先進国」と遜色ない経済水準の国も現われた。そのため、パリ協定の交渉過程では、従来の2分法をやめ、すべての国に共通する制度を構築しつつ、支援を必要とする国には引き続き支援をしていくやり方に変えるべきだという主張が先進国グループから聞かれた。他方、「途上国」からは、京都議定書からの米国離脱に象徴されるように、先進国は未だに過去の温室効果ガス排出の責任を十分に負っているわけではなく、それが果たされるまでは2分法を続けるべきだという声が聞かれた。

このたび、緩和策に関する規定で先進国の主張が通り、途上国を含めすべての国が共通の枠組みに従うことになったことから、途上国の不公平感は資金供給関連の規定に向かうことになった。先進国が、資金供給義務を比較的裕福な「途上国」にも求めたのに対して、最貧国はそれを支持したが、中国をはじめとする新興国は強く反発した。最終的にパリ協定では、先進国の資金供給を義務としつつ先進国以外の国にも任意の資金拠出を推奨することになった。また、同じCOP21で合意された締約国会議決定では、将来、資金供給金額の目標に関する交渉を開始することも決めた。

3 パリ協定採択以降の動向

パリ協定が採択された翌年（2016年）は、各国が国内手続きを経てパリ協定を批准するための年となった。通常、必要最低限の数の国が批准し、条約が発効するまでには、早くても

数年かかる。しかし、パリ協定に関しては、2020年までに発効という当初の想定に加え、米国の事情が影響した。同年は米国大統領選挙の年であり、気候変動問題に精力的に取り組んだオバマ政権が2期を終え、退陣することが決まっていた。万が一共和党の大統領が選ばれると、米国がパリ協定を批准する可能性は皆無となると予想された。そのために、米国をはじめ各国は、米国の大統領選前にパリ協定が発効するよう迅速に批准手続きを進め、その結果、2016年11月に、パリ協定は発効に至った。

パリ協定の早期発効は、気候変動対策を地球規模で進めていくためには喜ばしいことだったが、新たな課題もみえてきた。協定ではすべての国の参加を優先させたことから、各国が提示する2030年近辺の排出量目標の水準については、各国の判断に一任している。その結果、すべての国の目標値を合計しても、世界全体の排出量の増加速度を若干緩める効果しかなく、2°Cないし1.5°C目標を目指すには不十分なことが判明していた（UNFCCC 2015）。追加の削減努力がどこかで必要になるわけだが、そのための算段が協定発効後も決まらなかった。また、米国では共和党トランプ大統領が政権をとり、予想されていたとおり、2017年6月、パリ協定からの離脱の意向を表明した（White House 2017）。パリ協定では、この事態に備え、協定発効後3年間は離脱を通告できず、通告後1年しないと実際に離脱できないという規定を設けていたため、米国は、最速でも2020年11月でないと実際の離脱にはならない。偶然にも、「パリ協定の発効4年後」は、次の大統領選挙の翌日であり、選挙結果が米国のパリ協定離脱を決定付けることになる。手続き的にパリ協定離脱はまだ起きていないものの、米国内での気候変動関連予算は大幅に減らされており、米国内の気候変動対策や気候変動関連の研究活動に影響が出始めている。

そのような不安を抱えつつも、パリ協定関連の交渉は継続している。上記のとおり2030年目標の合計値が気候変動抑制に不十分である点を踏まえ、今後の対応のあり方に関して、2018年に「タラノア」対話が始まった。「タラノア」とは、COP23議長国だったフィジーの言葉で、「包摂的、参加型、透明な対話プロセス」を意味するという。つまり、交渉会議に出席する政府代表者のみならず、自治体、産業界、市民団体、科学者等が自由に意見を述べ、相互に理解を深めていくことを重視したプロセスである。具体的には、気候変動枠組条約事務局がタラノア対話用のウェブサイトを新たに立ち上げ、そこに誰でも意見を提出することができるようになっている。ここで提出された意見を踏まえ、2018年末にポーランドで開催されるCOP24では、追加的な排出削減についてなんらかの対応が示される予定である（本稿執筆2018年11月14日時点）。

4 パリ協定を可能とした世界の変遷

京都議定書が採択されてから18年。それまで何度か挑戦しては失敗してきた新国際枠組み構築は、なぜパリ協定としてCOP21で実現できたのだろうか。交渉担当者の認識としては、2009年のコペンハーゲン（COP15）での失敗を繰り返したくないという強い思いがあったと言える。ただし、単にコペンハーゲンを繰り返さないということであれば、一部の慎重派が嫌がることは含めず、骨抜き合意文書とすることも可能であったはずだ。ホスト役だった

フランスにとっても、合意達成を最優先し、中身を妥協する選択肢がありえたが、パリ協定の内容は、「今世紀末排出量実質ゼロ」等の格調高い長期目標を掲げるなど、決して最低ラインではなかった。このように、気候変動抑制面での実効性という観点からもある程度評価できる内容の合意が得られた背景として、いくつかの要因が挙げられる。

第1には、一般の人々にも気候変動影響が実際に肌で感じられるようになってきたことである（WWV 2015）。今までは、気候変動には科学的不確実性が多いといった指摘や、気候変動が実際に生じるのは遠い将来という話が広がっていた。そのため、懐疑的な意見も多く、全般的に切迫感がなかった。しかし、近年、世界中で異常気象が増加していることは明らかであり、専門家のみならず一般の人々を含めて、過去の気候からの変化を認めている。気候変動の脅威に対する理解が世界全体で浸透したことは、国際合意形成の基盤となった。

第2の点として、脱炭素に向けた世界経済の移行（トランジション）が挙げられる。20世紀は、言うなれば化石燃料の時代だった。安価な石油や石炭などが供給され続けることが前提で成り立っている社会だった。石炭火力発電所が電力供給の中樞を担い、ガソリン自動車が普及した。このような状態にある社会で二酸化炭素を減らそうとしても、反対の声のほうが強いことは容易に想定される（太田 2016）。実際、以前は、国際交渉ではサウジアラビアやクウェートといった産油国が、排出削減に強硬に反対していたし、国内でもエネルギー多消費型の業種を中心に排出削減は経済的負担につながるという声が上がリ、政策導入に慎重な決定を後押しした。

しかし、今世紀に入り、太陽光や風力などの再生可能エネルギー関連産業が急速に成長し始めた（IRENA 2018）。当初は化石燃料と比べて価格が高かったが、特に欧州において、ロシアからの天然ガスや中東からの原油に依存する状態をエネルギー安全保障の観点から危惧する声が高まったことが再生可能エネルギー普及策導入につながった。近年では再生可能エネルギー価格は大幅に下がり、多くの国では国の支援なくとも十分価格競争に勝てる状態になっている。再生可能エネルギーは、初期投資は高いがその後の燃料代が不要のため、途上国でも歓迎される。その他にも、IT産業や電気自動車など、排出量を下げる行動がビジネスにつながる産業が急成長した。ビジネス界におけるこのような新たな勢力による下支えがなければ、政府関係者がパリ協定に長期目標を明記することは不可能だったと思われる（Paterson 2018）。

このような産業界での変化は、国の決定にも大きな影響を及ぼしている。例えば、米国では、2001年に京都議定書への不参加をブッシュ大統領が表明した際、それを批判する声は、少なくとも米国内ではほとんど聞かれなかった。しかし、2017年にトランプ大統領がパリ協定からの離脱を表明した際には、米国内の州や都市などの自治体や産業界から多数の批判の声が上がった。

さらに、企業の投資行動にも倫理的な変化が生じている。以前は、企業は営利目的の組織として、利潤最大化を目的に投資先を決定することが当然と考えられていた。しかし、近年では、企業行動の透明化、情報開示が求められるようになり、投資先にも倫理的観点から注視されるようになった。2013年頃から、石炭や石油関連事業から投資を引き上げる動きが世

界銀行を中心に拡大し、再生可能エネルギーに振り向けられるようになった。石炭火力発電所などは、今や座礁資産 (stranded asset) と呼ばれるようになった (Ansar et al. 2013)。

第3の点として、パリ会議当時の国際情勢、とりわけ米中関係が挙げられる。以前は、排出量世界1、2位を占める中国と米国が両国とも排出削減に消極的であったことが、多国間交渉全体の足を引っ張っていた。しかし、オバマ大統領と習近平国家主席の時代、定期的に「米中経済戦略対話」を開き、経済協力を中心に両国間関係の改善を図るなかで、気候変動に関しても話を進展させた (窪田 2017)。両国は、2014年、他国に先駆けて2030年近辺の排出排出量目標を発表し、2016年には同じタイミングでパリ協定を批准した。特に中国にとって、省エネや再生可能エネルギーの普及を進めることは、気候変動以外のメリットが大きかったと言われる。都市部では深刻な大気汚染が継続しており、石炭火力発電所をはじめとする石炭燃焼の制限や、自動車規制が市民から求められている。また、太陽光パネル製造業などの産業は、中国にとって新たな成長産業として位置付けられた。トランプ政権下で米国がパリ協定からの離脱を表明しても、以前の中国であれば、米国の後を追って離脱することも想定されたが、今回は、米国を批判し、気候変動対策の重要性を再確認した。今や中国は国際社会のなかで大国としての地位を意識する態度をとるようになったという観方も可能だろう (Schreurs 2016)。

5 日本の対応

このように世界が脱炭素社会に舵を切るなか、日本はどのように対応してきただろうか。日本は、先進国の一員として、1990年代より、定期的に排出削減目標を設定してきた。しかし、削減目標水準に関する議論は、毎回、排出削減が経済的な負担であるとする声に押され、消極的な目標しか設定できずにきた。日本だけが削減しても、他国が減らさなければ気候変動は解決されないという意見や、日本は省エネ世界一なのだから、他国が削減したほうが安くつく、という意見が多数を占め、経済成長を牽引する新たなツールとして排出削減策を捉える考えは軽視された。また、いったん削減目標が設定されると、その目標到達に直接貢献できる手短な対策だけに予算がつき、再生可能エネルギー設備や車を使わない街づくり、建物の断熱性能向上など、多大な初期投資を必要とするが、いったん投資さえすればその後何十年先まで効果が得られるようなものは、後回しにされた。例えば、2005年に確定した京都議定書目標達成計画は、京都議定書の下で定められた2008年から2012年までの削減目標に資する対策が列挙されていたが、3—7年以内に削減効果が現われるものに限定されていた。

エネルギー起源の二酸化炭素排出量を減らす方法として、大きく、エネルギーの脱炭素化と、エネルギー消費量の削減に分けることができる。前者は、化石燃料燃焼から再生可能エネルギー等へのシフトにより実現するが、原子力発電も、二酸化炭素削減という観点からみれば効果的な対策である。日本では、再生可能エネルギーへの支援はほとんどなく、原子力発電の普及だけに偏った政府支援が続けられてきた。そして、日本の気候変動対策も、原子力の普及に依存する部分が多分にあった。結果、2011年の東日本大震災に伴う福島第1原子力発電所事故を契機とする原子力発電の利用停止は、日本の排出削減対策の停止とほぼ同義

となってしまった。再生可能エネルギー普及はすでに他国に先を越されており、2012年によく再生可能エネルギーによる電力を電力会社が買い取る義務を含めた制度や、地球温暖化対策税の導入を実現したものの、日本の再生可能エネルギー導入はまだ多くの国と比べて遅れをとったままとなっている。2018年7月に確定した第5次エネルギー基本計画は、再生可能エネルギー普及を謳いつつも、石炭火力発電と原子力発電の継続利用も残された計画となっており、社会変革と呼べるような状態は想定されていない。

省エネ水準についても、家電機器やガソリン自動車といった個々の製品は確かに世界最高水準にあるものの、例えば住宅の断熱性能等への着手は遅れている。また、自動車については世界的には電気自動車へのシフトが進みつつあるなか、いくら省エネ型でもガソリンを燃焼する自動車が今後どれくらい気候変動対策として有効であり続けるかわからない。二酸化炭素排出量の低い電力を用いて化石燃料を代替していくことが、究極の姿である。日本は、2030年までに2013年比で26%削減という目標をパリ協定の下に提示し、また、2050年までに80%削減という目標を別途閣議決定している。2030年目標はともかく、それ以降の削減のためには、社会全体を大幅に変えていく必要があり、そのための方策が待たれる。

6 気候変動をめぐる対策の今後——排出削減

パリ協定は2020年以降に本格的に始動する。したがって、少なくとも今後しばらくは、新たな国際枠組みを構築しなおす必要はなく、パリ協定の規定を実施していくうえで必要となる詳細ルール作りや進捗確認が主な議題となる。

一方で、パリ協定に任せていけば気候変動は解決するという状況では決してないということも事実である。特に、各国の2030年排出削減目標の合計値が、パリ協定で提示している長期目標達成に不十分な点への対応が急務である。パリ協定では、国に対して排出量目標を見直す機会を与えている。しかし、一般的に、政府が一度決定した目標を再考することは政治的に難しい。したがって、2030年までの世界全体の排出量が多いからという理由で目標を設定しなおすような動きを各国に期待するのは現実的ではない。

ありうるひとつの可能性は、産業界や自治体といったいわゆる非国家主体が国の決定を上回るかたちで変革を進めていくシナリオである。パリ協定の採択までに20年近くの歳月がかかったように、国連の場で200近い数の国が合意するのは容易ではなく、国家間レジームだけに頼っていても問題は解決されないという認識が広まった。国連が旗を振れば大きな改革が起きると期待よりも、ローカルレベルでできることから実施してみることへの期待が高まりつつある。つまり、少なくとも環境の分野では、20世紀後半でみられた地球環境条約（国家間レジーム）の策定および国内実施というトップダウン型の手続きは機能不全となりつつあり、代わって、多様な非国家主体が多様な場で自発的に行動を起こすボトムアップ型あるいはネットワーク型のレジームが主要な役割を担いつつあるということだ。学術的には「グローバルガバナンス」「プライベートレジーム」「オーケストレーション」といった言葉で表現されてきた概念に近いが、どこかできちんと交通整理できているわけではなく、自発的な活動が乱立しているのが現状である。この動きは、上述のとおり産業界において気候変動

対応が新たなビジネスとして認識されるようになった時期と重なり、パリ協定採択以降ますます勢いを増している。

いくつか例を挙げる。パリ協定採択に至る過程において、欧州の再生可能エネルギー関連企業・産業界を中心に We Mean Business というグループが立ち上がった。ここでは、企業ごとに排出削減目標や再生可能エネルギー利用割合目標を掲げ、政府がパリ協定に向けて合意を目指すよう後押しした。2018年11月現在、このグループは、827企業の参加を得て、また他の複数の同様のグループの協力を得て連合体 (Coalition) となっている (We Mean Business 2018a)。協力団体のひとつである Carbon Disclosure Project (CDP) は、企業や自治体に対して、各自の行動による直接・間接での温室効果ガス排出量等に関する情報を開示するよう促すことで、当事者としての意識を高め、掲げた目標の達成に向けた進捗を確認する。また、投資家に対しては、投資判断の際、このような気候変動関連の開示情報も判断材料とするよう勧める (CDP 2018)。情報開示に関しては他にも複数の取り組みが設立されており、相互に差別化を図っている。

米国では2017年6月のトランプ大統領によるパリ協定離脱表明後、離脱に反対する州や都市などの自治体や産業界、大学等から多数の批判の声が上がった。これらの反対勢力は、「We Are Still In (われわれはまだパリ協定に入っている)」という名称の団体を結成し、ウェブサイトやイベント等で精力的に発信を続けている (We Are Still In 2018)。

日本では、このような世界の動向が徐々に国内に浸透し、大きな変化が起きていることに気づいた産業界や自治体が行動を起こすようになった。We Are Still In の日本版とも言える気候変動イニシアチブ (Japan Climate Initiative) が2018年7月に立ち上がり、CDPや環境保護団体の世界自然保護基金 (WWF) 等の協力を得て、気候変動対策を進めていく予定である。

このように、世界の主だった企業や都市が今までとってこなかった対策をとることで、2030年目標に向けて、国が想定していた以上の排出削減を実現できる可能性もありうる。

7 気候変動をめぐる対策の今後——適応策

本稿では主に緩和策 (温室効果ガス排出削減策) を中心に記述したが、近年では、気候変動による異常気象等の悪影響から人々の生活を守るための備え (適応策) が以前より重視されつつある。パリ協定では国ごとに適応計画を策定するよう義務付けており、日本もようやく2018年6月に法令を整備したところである。緩和策が地球上どこで排出量を減らしても気温上昇に対して同等の効果をもたらすのに対して、適応策の場合は、現場ごとに必要な対策がその場で求められる。ある地域では河川の氾濫対策が重要かもしれないし、別の地域では熱中症に対する人の健康管理が急務かもしれない。国全体よりも自治体ごとに気候変動によるリスクを検討し備えていく必要がある。つまり、適応策においても、国家を主体としたガバナンスには限界があり、自治体や産業界、市民団体の自律的な行動が不可欠ということになる。

多くの自治体では、パリ協定を受け、また持続可能な開発目標 (SDGs) の観点から、単なる適応策ではなく人々が安心して住める街づくりを目指して対応に着手している。日本であ

れば高齢化社会対策や防災計画、地域再生計画と適応策とを組み合わせる総合的に検討されることになる。

また、産業界においては、気候変動のさまざまな影響が企業活動そのものを直撃する。2011年、タイでの洪水は地域の部品工場を浸水させ、サプライチェーンを通じて1万4500もの数の先進国企業の損失となった（We Mean Business 2018b）。2006—07年オーストラリアでの早魃による小麦価格の上昇や、2017年マダガスカルを襲ったサイクロンによるバナラビーンズの価格高騰など、食料品への影響もしばしばニュースになっている。CDPなどでは、このような気候変動影響が企業に及ぼしうるリスクや、リスクに対する企業の備えについても開示するよう求め始めている。

一方で、産業界や自治体などの非国家主体の活動もすべてを網羅できるわけではない。彼らの利害に直接関係する領域以外は確実に取り残されていく。最後まで取り残されがちな最貧国・地域への支援は、国家にしか果たせない役割と言えよう。これらの国・地域の多くは、もともと社会的に不安定であったり、自然災害に脆弱であったりすることから、気候変動のみならず持続可能な発展の視点から、多国間での協調や支援を検討し続ける必要がある。

【付記】 本論文は、環境研究総合推進費S14-5(4)「気候変動に対する実効性ある緩和と適応の実施に資する国際制度に関する研究」の成果の一部である。

■引用文献

* ウェブサイト閲覧はいずれも2018年10月。

Ansar, Atif, Ben Caldecott, James Tilbury (2013) “Stranded assets and the fossil fuel divestment campaign: what does divestment mean for the valuation of fossil fuel assets?” Stranded Assets Programme Report, Smith School of Enterprises and the Environment, Oxford University <<https://www.smithschool.ox.ac.uk/publications/reports/SAP-divestment-report-final.pdf>>.

Bodansky, Daniel, and Lavanya Rajamani (2018) “The Evolution and Governance Architecture of the United Nations Climate Change Regime,” in Urs Luterbacher and Detlef F. Sprinz eds., *Global Climate Policy: Actors, Concepts, and Enduring Challenges*, MIT Press, pp. 13–65.

CDP (Carbon Disclosure Project) (2018) <<https://www.cdp.net/en/info/about-us>>.

IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change) (2018) *Global Warming of 1.5°C: an IPCC special report on the impacts of global warming of 1.5°C above pre industrial levels and related global greenhouse gas emission pathways, in the context of strengthening the global response to the threat of climate change, sustainable development, and efforts to eradicate poverty* <<http://www.ipcc.ch/sr15/>>.

IRENA (International Renewable Energy Agency) (2018) *Global Energy Transformation: A Roadmap to 2050* <<http://www.irena.org/publications/2018/Apr/Global-Energy-Transition-A-Roadmap-to-2050>>.

亀山康子 (2010) 『新・地球環境政策』、昭和堂。

窪田順平 (2017) 「気候変動対策と中国——パリ協定批准によせて」『国際問題』No. 661、4–13ページ。

内閣府 (2016) 『『地球温暖化対策に関する世論調査』の概要』2016年9月 <<https://survey.gov-online.go.jp/h28/h28-ondanka/gairyaku.pdf>>.

Oberthür, Sebastian and Hermann Ott (1999) *The Kyoto Protocol: International Climate Policy for the 21st Century*, Berlin: Springer.

太田宏 (2016) 『主要国の環境とエネルギーをめぐる比較政治——持続可能社会への選択』、東信堂。

- Paterson, Matthew (2018) “Business,” in Urs Luterbacher and Detlef F. Sprinz eds., op. cit., pp. 235–262.
- Schreurs, Miranda A. (2016) “The Paris Climate Agreement and the Three Largest Emitters: China, the United States, and the European Union,” *Politics and Governance*, Vol. 4, Issue 3, pp. 219–223.
- UNFCCC (United Nations Framework Convention on Climate Change) (2015) FCCC/CP/2015/7 “Synthesis report on the aggregate effect of the intended nationally determined contributions” <<https://unfccc.int/resource/docs/2015/cop21/eng/07.pdf>>.
- We Are Still In (2018) <<https://www.wearestillin.com/>>.
- We Mean Business (2018a) <<https://www.wemeanbusinesscoalition.org/>>.
- We Mean Business (2018b) “Climate + Supply Chain: The Business Case for Action,” Climate Nexus Report <<https://www.bsr.org/en/our-insights/report-view/climate-change-and-supply-chain-the-business-case-for-action>>.
- White House (2017) Statement by President Trump on the Paris Climate Accord, Issued on June 1, 2017 <<https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/statement-president-trump-paris-climate-accord/>>.
- WWV (World Wide View) (2015) World Wide Views on Climate Change and Energy, June 6, 2015 <<http://climateandenergy.wwviews.org/>>.

かめやま やすこ 国立研究開発法人国立環境研究所・
社会環境システム研究センター副センター長
<http://www.nies.go.jp/index.html>
ykame@nies.go.jp